平成20年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

> 改正後 改正前

(技能習得手当)

第6条 略

2 略

3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号の<u>いず</u>3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号の<u>一に</u> れかに該当する支給対象者に対して支給する。

 $(1)\sim(3)$ 略

- の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただ し、その額が4万2,500円を超えるときは、4万 2,500円とする。
- (1) 前項第1号に該当する者 次項及び第6項に 定めるところにより算定したその者の1箇月の通 所に要する運賃等の額の相当する額(以下「運賃 等相当額」という。)
- (2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用す る距離が片道10キロメートル未満である者にあっ ては3,690円、その他の者にあっては5,850円(第 4条第2項第3号に掲げる地域に居住する者で、 自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以 上である者にあっては、8,010円)

(技能習得手当)

第6条 略

該当する支給対象者に対して支給する。

 $(1)\sim(3)$ 略

- 4 通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者 4 通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者 の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただ し、その額が4万2,500円を超えるときは、4万 2,500円とする。
 - (1) 前項第1号に該当する者 次項及び第8項に 定めるところにより算定したその者の1箇月の通 所に要する運賃等の額の相当する額(以下「運賃 等相当額」という。)
 - (2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用す る距離が片道10キロメートル未満である者にあっ ては3,690円、その他の者にあっては5,850円(第 4条第2項第3号に掲げる地域に居住する者で、 通所のため利用できる交通機関のないもの又は自 動車等を使用しないで交通機関を利用して通所す るものとした場合において、支給対象者の住所若 しくは居所からその利用することとなる交通機関 の最寄りの駅 (停留所等を含む。) までの距離が 2キロメートル以上であるもの若しくはその利用 することとなる交通機関の運行回数が1日10往復 以下であるもの(以下「通所が不便である者」と いう。) のうち自動車等を使用する距離が片道15 キロメートル以上である者にあっては、8,010 円)

 $(3)\sim(5)$ 略

 $(3)\sim(5)$ 略

5~7 略	5~7 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「新規則」という。)第6条第 4項第2号の規定は、平成20年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 適用目前の職業訓練を受けた日に係る通所手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定を適用する場合においては、改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された通 所手当は、新規則の規定による通所手当の内払とみなす。